

国民健康保険税の税率とモデルケース

島原市国民健康保険に加入している皆さまへ

国民健康保険税は、公平な負担となるように、所得割・均等割・平等割の三つで構成されています。

平成23年度からの税率と税額

平成23年度（年額）	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分（40～64歳）
所得割 22年中の所得から33万円を差し引いた残額	9.60%	2.40%	2.20%
均等割 1人当たり	25,900円	6,500円	8,900円
平等割 世帯当たり	23,200円	5,600円	4,900円

※低所得の世帯は軽減制度があります（均等割・平等割のみ）

給与所得または年金所得のモデルケース

●給与所得世帯（世帯主43歳、妻41歳、子7歳、子2歳）

	給与収入	現行税額		改定税額
世帯主	250万円	303,700円	→ ※平成23年度から改正	359,900円
妻	100万円			
子	0円			
子	0円			

●年金所得世帯（世帯主68歳、妻66歳）

	年金収入	現行税額		改定税額
世帯主	250万円	183,500円	→ ※平成23年度から改正	209,900円
妻	100万円			

医療費の増加を抑えるためにご協力ください

●生活習慣病予防について

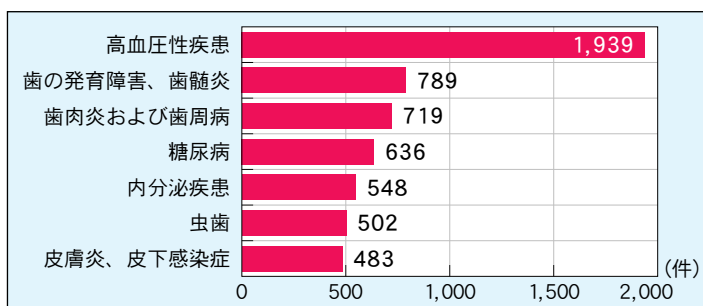
生活習慣病とは、偏った食生活や運動不足、ストレスなど、好ましくない生活習慣の積み重ねで引き起こされる病気の総称です。

生活習慣を見直し、改善することにより、病気を予防し、症状が軽いうちに治すことも可能です。生活習慣病の主なものは、心臓病、脳血管疾患、糖尿病などで、早期には自覚症状がなく、気づかないまま症状が進行するのが特徴です。

自分の健康状態を知るため、また、疾病の早期発見のためにも健康診査を受診しましょう。

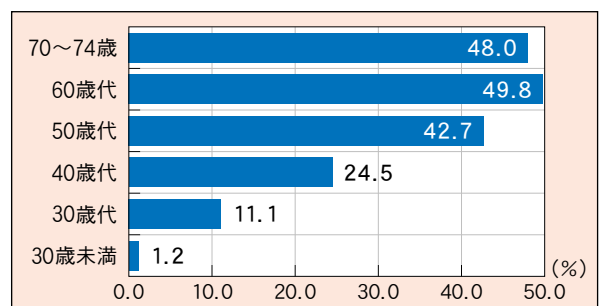
●島原市国民健康保険被保険者の受診状況

疾病上位件数（平成21年5月分診療）



※生活習慣病と呼ばれる「高血圧性疾患」や「糖尿病」で半数近くを占めています

年代別生活習慣病疾患件数割合（平成21年5月分診療）



問い合わせ先

保険・健康増進グループ保険班

☎ 1111 内線 231

税務グループ市民税班

☎ 1111 内線 176